

物件調書の補足説明

1. 物件調書は、ご購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。
事前に必ずご購入希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。
2. 物件の引き渡しは、現状有姿のままとなりますので、ご了承ください。
3. 都市計画
「建ぺい率」、「容積率」は都市計画で定められたもの（指定容積率）を記載しています。

参考事項に「建築基準法第52条により、前面道路の幅員により制限を受ける。」とある場合は、前面道路の幅員が12m未満の場合で次の式による値が指定容積率よりも小さい場合にはその値が容積率の限度になります。

$W \times 40\%$ 住居系の用途地域
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

$W \times 60\%$ 上記以外の地域

W : 前面道路幅員 (m)

『計算例』

第一種中高層住居専用地域で指定容積率200%、前面道路幅員4mの場合

$4(m) \times 40\% = 160\%$ となり、容積率の限度は160%となります。

(注1) 前面道路幅員が4m未満の場合、4mとして計算します。

(注2) 前面道路幅員が6m以上12m未満の場合、延長70m以内で幅員15m以上の道路（特定道路）に接続する場合は、特定道路までの距離に応じて容積率の限度が割増されます。

4. 供給施設

配管位置、深さ等詳細は、事前に必ずご購入希望者ご自身において関係事業所にご照会ください。